

白 糠 町 農 業 委 員 会  
第 1 0 回 総 会 議 事 録

自 平成30年 7 月 26 日  
至 平成30年 7 月 26 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 1 0 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成30年 7 月 26 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	○	○	農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○	○	総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大  
主 幹 齊藤嘉重  
主 任 澁谷直樹

白糠町より出席した者

経済課農政係 係長 上田聖悟

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名  
日程 2 会務報告  
日程 3 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
日程 4 議案第29号 白糠町農地利用集積円滑化団体事業規程一部改正の承認  
日程 5 議案第30号 事務委任に関する協議  
日程 6 議案第31号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告  
日程 7 議案第32号 農用地利用集積計画の作成の要請  
日程 8 議案第33号 現況証明願い

開会 午後 1 時30分

議長 これより第10回農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。  
2番 對木委員、6番 澁谷委員。以上2名を指名いたします

日程第2 「会務報告」をいたします。  
7月12日の「現況調査」には、對木委員、澁谷委員、私の3名にて調査を実施しております。議案の審議事項にもなっておりますので、後ほど調査委員から報告していただきます。  
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。  
齊藤主幹よろしく願いいたします。

齊藤主幹 報告第5号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」。  
下記のとおり「農地法第3条の3第1項の規定による届出」があったので報告する。  
平成30年7月26日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。  
号別1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●  
次のページをお開き下さい。  
今年の2月に相続登記が終了したため、事務局に届け出がありました。  
参考にまで「位置図及び地番図」にて相続となった現況農地の箇所を掲載しておりますので、ご参照願います。  
以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

議長 報告第5号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、報告第5号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第4 議案第29号「白糠町農地利用集積円滑化団体事業規程一部改正の承認」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹 議案第29号「白糠町農地利用集積円滑化団体事業規程一部改正の承認」。

白糠町農業経営基盤強化促進基本構想第6の3の(2)の③の規定に基づき、農地利用集積円滑化事業規程の一部改正について白糠町長より承認依頼があったので、本会の審議を求める。

平成30年7月26日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

別紙のとおり。

本案につきましては、平成30年7月19日付けで、白糠町長より農業委員会会長に対し「白糠町農地利用集積円滑化事業規程の一部改正に伴う農業委員会の決定について」という標題により、白糠町農業経営基盤強化促進基本構想第6の3の(2)の③の規定に基づき、農地利用集積円滑化事業規程一部改正の承認にあたり、農業委員会の決定を受けたい旨の通知がありました。

農業委員会はその通知に基づき総会において改正内容を審議し、回答期日の7月31日までに報告をすることとなっています。

改正内容は、別紙資料の改正文の1ページから改正後の全文を含めた25ページに亘って内容をお示ししております。改正の要旨の部分ですが、8ページの新旧対照表をご覧ください。

旧(改正前)のアンダーラインが引いてあります「農地利用集積円滑化事業の農地所有者代理事業を行うものとする」とあります。これは従来から整備されているものですが、この代理事業に新たに加える事業が、左の新(改正後)の(2)農地売買等事業と(3)の研修等事業になります。

ただいま説明させていただいたのが、改正の要旨に当たる部分ですが、そもそも円滑化事業はどのようなものかを、農水省の資料に沿って説明させていただきます。

資料をご覧ください。

「農地利用集積円滑化事業について」(農水省資料)

1枚めくっていただき、農地利用集積円滑化事業による面的集積

とあります。

改正のポイントには、地域内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で担い手に再配分を行う仕組の創設とあります。

この制度自体は平成21年12月に施行された改正農地法により創設されました。

これを受け、白糠町では円滑化事業規程を平成25年2月7日から施行となっており、実際、運用もされております。

次に、制度の仕組みにある図表の上段には「農地所有者代理事業による農用地の権利移動」と記載があり、下段には「農地売買等事業による農用地の権利移動」と記載があります。

白糠町の規程は、上段の農地所有者代理事業、つまり貸付にかかる部分で、売買は含まれておりません。

現在の規程では、この表に則れば、農地所有者から委任を受けて「農地利用集積円滑化団体」が協議・調整をおこないます。その結果、担い手との農地契約、つまり利用集積に至るわけです。

この円滑化団体というのは白糠町を示しております。

再度、繰り返しになりますが、農地所有者から委任、この場合の委任は白紙委任のかたちとなります。白紙委任を円滑化団体である白糠町が受理して、協議・調整をすることになりますが、その協議・調整役の一部を農業委員会が担います。ある意味あっせんに近いと思います。農地を貸したいのだけど、引き受け手の調整を白糠町にお任せしますと、白紙委任でありますので、引き受け手を選ばません。町では引き受け手の案を利用集積というかたちで、農業委員会に提示します。

その後は、ご存じのとおり総会の場で審議、決定いたします。

今回、町からの提案は「農地売買等事業」であります。次のページ、事業内容をご覧ください。①の農地所有者代理事業は整備済みです。②の農地売買等事業と③の研修等事業を今回追加し、整備するものです。

②の農地売買等事業は、農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業。

③の研修等事業は、保有する農用地等を利用して行う、新規就農希望者等の研修その他の事業であります。

さらに次のページの「農地利用集積円滑化団体設置手順」の右側に「円滑化団体が市町村の場合」の図表下に「農業委員会の決定」には「事業規程（案）に売買等事業が含まれる場合」とあります。

この手順に沿って、最終的には公告をもって施行になるわけですが、そもそもなぜこの規程の改正が必要になったのか。

現存の規程は、円滑化団体である町は、代理役のみです。そのため契約の実態は、相対契約に近いもの。つまり借りている者が契約に則って、定期的に借賃を地権者にお支払するものです。

一方、売買等事業であれば、町が一時土地を保有した上で、時期がきたら売渡し、または賃貸でも担い手が自身で借りることができるようになったら、円滑化団体が一時保有している土地を解約した上で、土地所有者と正式に契約することになります。一時の間、町が所有者に支払いすることになります。

ここで、規程の理由といたしますか、事情といたしますか、何度かみなさまには野菜の栽培ということで、ご相談をしていましたが、町が土地を確保することになれば、これが農地であれば農業委員会の許可が必要になってきます。

町では「売買等事業」を使って、土地を確保し、将来の担い手、具体的には野菜農家さんに対して、自立できるまでの間、町が農地を保全管理する傍ら、野菜農家さんに新規就農を促す役割も担うわけです。

そのための規程整備ということになります。

以上、本案について説明を申し上げましたが、本日は、経済課 農政係から上田係長が出席しておりますので、補足等の説明があれば説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 議案第29号の質疑をお受けいたします。  
暫時休憩をいたします。

《暫時休憩》

休憩を解き、再開いたします。

議長 引き続き質疑をお受けします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第29号につきましては、原案のとおり決定いたします。

《上田係長退席》

日程第5 議案第30号「事務委任に関する協議」についてを議題といたします。

斉藤主幹 議案第30号「事務委任に関する協議」。  
地方自治法第180条の2の規定に基づき、町長の権限に属する事務の一部を白糖町農業委員会に委任することに関し協議があったので本会の審議を求める。

平成30年7月26日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

内容について、ご説明いたします。

次のページをおめくり願います。

町から農業委員会会長宛に事務委任の協議がありました。

次のページは、町長から会長宛の発出されたものであります。

1 事務委任に関する事務では、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業に係る事務であります。

2 事務委任する日 これは事業規程の改正日となります。

改正日は、この後、2週間の縦覧期間がありますので、縦覧期間を経て改正になる予定です。

改正内容になります。白糖町農業委員会に対する事務委任規則（案）をご覧ください。第2条第1項第1号の文中にあります、アンダーラインの箇所を参照願います。「、同号ロに規定する農地売買等事業に係る事務」が加わっております。

施行日は縦覧後になりますが、町のスケジュールでは9月の農業委員会総会にて利用権設定を予定しております。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。

議長 議案第30号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第30号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第6 議案第31号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」について議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第31号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

平成30年7月26日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、法人の名称 ●●●

号別2、有限会社 ●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。

法人形態要件：農業経営を安定して行える法人形態であること。

事業要件：主たる事業が農業（農業関連事業も含む。）であること。

構成員要件：構成員（＝出資者）の2分の1以上が農業関係者であること。

役員要件：役員又は重要な使用人のうち1人以上の者が農作業に従事すること。

これらすべて満たしております。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。

議長 議案第31号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第31号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第7 議案第32号「農用地利用集積計画の作成の要請」について議題といたします。

なお、議案中、号別4、7につきましては、●●●と●●●は会議規則10条の規定より関わりがありますので議事に参与することができませんので、あらかじめ●●●が退席し、職務代理者にこの件につきまして勤めていただきたいと思います。

先に、号別1、2、3、5、6についてご審議をいただき、審議が終了しましたら、議長の交代をします。

では、事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第32号「農用地利用集積計画の作成の要請」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

平成30年7月26日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」。

号別1であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●円の9年間になります。

地図と議案を交互に参照していただきながら、審議していただきたく存じます。



号別2であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間  
●●●万円の9年間になります。

号別3であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間  
●●●万円の9年間になります。

号別5であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間  
●●●円の9年間になります。

号別6であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間  
●●●万円の3年間になります。この3年間につきましては、双方から  
の申し出は、従来も3年間だったのですが、今回も3年間の申し出で  
あります。他の9年間についても双方から年数等の確認をして9年間、ま  
たは3年間という契約で確認をとっております。

以上、号別1、2、3、5、6の説明とさせていただきます。

議長 　　ただいま説明のありました、議案第32号の号別1から7のうち、号別  
4、7を除いた質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 　　質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 　　ご異議なしと認めます。  
それでは、ここで私は会議規則10条の規定より関わりがありますので  
議事に参与することができませんので、あらかじめ●●●と●●●が退  
席し、職務代理者にこの件につきまして勤めていただきたく存じます。  
照井委員、お願いいたします。  
暫時休憩します。

《林会長、對木委員退席》

職務代理者 　　休憩を解き、再開いたします。  
(照井委員) 　　それでは、引き続き会議を進めます。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹 　　それでは号別4であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●  
様へ年間●●●万円の9年間。  
号別7であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間  
●●●円の3年間。  
以上、号別4、7の説明させていただきます。

職務代理者 　　議案第32号中、号別4、7について質疑をお受けします。  
(照井委員)

(出席委員) (なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。  
(照井委員) これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

職務代理者 ご異議なしと認めます。  
(照井委員) よって、原案のとおり決定いたします。  
それでは、ここで議長を交代します。  
暫時休憩します。

《暫時休憩、對木委員、林会長入室》

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8 議案第33号「現況証明願い」についてを議題といたします。  
恐れ入りますが、ここで●●●は会議規則第10条の規定により関わり  
がありますので議事に参与することができませんので、一度退席して  
いただきたく存じます。  
暫時休憩をいたします。

《●●●退席》

休憩を解き、会議を再開いたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を齊藤主幹よろしくお願いいたしま  
す。

齊藤主幹 議案第33号「現況証明願い」。  
下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願い出があったので、  
証明について本会の審議を求める。

平成30年7月26日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、願出人「●●●」

次のページでございます。

号別1の所在地は、●●●のうち、●●●平方メートルが対象面積で  
あります。公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は●●●様で願  
出人と同じであります。

願い出理由は農業用施設の建設であります。

以上、号別1の説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査にあたりました、現況調査委員の對木委員より調査報  
告をお願いします。

對木委員 2番 對木です。  
現況調査の結果について報告します。  
7月12日、私と林委員、澁谷委員の3名において現地を確認いたしま

した。

申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。

以上、号別1の調査結果の報告を終わります。

議 長 議案第33号、号別1についての質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、議案第33号、号別1につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第33号につきましては、原案のとおり決定いたします。  
暫時休憩します。

《●●●入室》

会議を再開いたします。  
以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。  
これをもって、第10回農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

( 閉会時間 午後2時50分 )